

入学検定料の免除について

① 免除申請の要件

入学検定料の免除を申請できるのは、次に該当する者です。

A 東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第19号および令和2年7月豪雨における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、次のいずれかに該当する者

① 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失等した場合

② 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

※ なお、上記災害救助法適用地域以外で被災した志願者で、上記①、②のいずれかに該当する者については、芸術工学部学務課学生係へ相談ください。

B 東日本大震災において、居住地が福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域（計画的避難区域を含む）に指定された方

② 免除申請の手続

入学検定料の免除を受けようとする場合は、あらかじめ芸術工学部学務課学生係（TEL.092-553-4586）へ連絡してください。

なお、申請にあたっては、以下の書類が必要になります。

「入学検定料免除申請書」 （本学ホームページからダウンロード）

- ・ ①A①に該当する場合 災害証明書
- ・ ①A②に該当する場合 死亡又は行方不明を証明する書類
- ・ ①Bに該当する場合 被災証明書